

二セコ町社会福祉協議会指定居宅介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人二セコ町社会福祉協議会が開設する二セコ町社会福祉協議会指定居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、次に掲げる方針に基づき、指定居宅介護等を提供するものとする。

（1）事業所が行う指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

（2）事業所が行う指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所は、従業者が提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3 指定居宅介護等の提供に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の未然防止や発生時の迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じ、二セコ町虐待防止ネットワーク会議等や地域関機関との緊密な連絡と相互の協力によって障害者等の健全育成の推進を図る。

（1）虐待の防止に関する責任者の選定

（2）苦情解決体制の整備

（3）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（事業所の名称等及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

（1）名 称 二セコ町社会福祉協議会指定居宅介護事業所

（2）所在地 虻田郡二セコ町字富士見95番地（二セコ町民センター内）

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名〈常勤・兼務職員〉

管理者は、従業員の業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1名〈常勤・従業者兼務〉

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等を行う。また、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画の変更を行う。

(3) 従業者 3名（うち常勤職員2名、うち1名は、サービス提供責任者兼務、非常勤職員1名）従業者は、指定居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名(常勤・兼務職員)

必要な事務を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月5日までを除く。

(2) 営業時間 営業日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護等の内容)

第6条 事業所が提供する指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

(2) 家事援助

(3) 重度訪問介護

(4) 通院等乗降介助

(利用者から受領する費用の額)

第7条 指定居宅介護等を提供した際は、利用者から、当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から、障害者総合支援法第29条第3項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。ただし、キャンセル料は別に定める料金とする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、利用者の選定により、第8条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護等を行う場合は、利用者から、それに要した交通費の額の支払いを受けるものとする。当該交通費は、公共交通機関を使用した場合は実費を徴収する。また、自動車を利用した場合の交通費は、事業所から片道おおむね1キロメートルにつき20円を徴収する。

4 利用者の都合でサービスを中止する場合、当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなります。但し利用者の容態の急変など、緊急やむお得不い事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料は、利用者負担の支払に合わせてお支払い戴きます。

サービス利用日の前日までは、無料で、当日は利用者負担金の100%です。

- 5 前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。
- 6 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、ニセコ町の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業員は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

(備え付け)

第12条 事業所は、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることができる。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

(秘密保持等)

第14条 従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

2 事業所は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

(情報の提供等)

第15条 事業所は、指定障害福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業所は、当事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとししない。

(利益供与等の禁止)

第16条 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業員に対し、利用者又はその家族に対してその事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情解決)

第17条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

(勤務体制の確保等)

第18条 事業所は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておく。

2 事業所は、当事業所の従業員によってサービスを提供する。

3 事業所は、従業員の資質の向上のために、研修（利用者の人権の擁護、虐待の防止等に関する研修及び利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修を含む。）の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

(職場におけるハラスメントの防止)

第19条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行

われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(会計の区分)

第21条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第22条 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ニセコ町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年11月1日一部改正。

この規程は、平成25年3月21日一部改正(平成25年4月1日から施行)。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。